



会員各位

(一社)西新井青色申告会
会長 矢ノ倉利明

年末調整(マイナンバー)相談会のご案内

専従者や従業員(アルバイトも含みます)などに、給与・賞与を支払っている方で 12 月の年末調整相談会に出席されなかった方が対象です。源泉税額の有無にかかわらず、納付書や源泉徴収票の提出が必要ですので、必ずご出席ください。

中間決算相談会でマイナンバーの確認をされていない方は、事業主だけでなく専従者や従業員、そしてその扶養家族のマイナンバーを確認できるようにして相談会にご出席ください。番号が分かれば証明書などは必要ありません。当会においてマイナンバー保管用USBを作成されている方は、そちらをお持ちいただくだけで結構です。

また、扶養家族の配偶者に所得があると特別控除額が変わる場合があります。所得額を確認できるよう勤務先より「源泉徴収票」などを受け取って相談会にご出席ください。

記

- ☆受付時間 ・午前 9 時～11 時 ・午後 1 時～4 時
 ☆会 場 西新井青色申告会館 電話(3885)4105
 ☆ご用意いただくもの ①会員証 ②印鑑

決算・確定申告の予約受付中です。中間決算相談会で予約を済まされていない方で、予約を希望される方は 1 月 5 日(金)までに同封の「決算・確定申告相談会予約申込のお知らせ」をご覧くださいのうえ、お申し込みください。

③平成 28・29 年分源泉徴収簿

平成 29 年分は 7 月の続きです。12 月分まで支給額・税額を記入してきてください。

④平成 29 年分扶養控除等(異動)申告書

⑤平成 29 年分保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書(該当欄に記入してきてください)

◎各人の支払った国民年金、国民年金基金、生命保険、年金タイプの保険、地震保険等、小規模企業共済掛金等の支払ったことの証明書類等を添付しなければなりません(忘れますと控除ができませんので必ずご持参ください)

⑥納付書 ・税務署より送られた源泉税の納付書(年末調整関係資料の封書に入っていて事業主の住所・名前が印刷してあります)

・平成 28 年分(前・後期)、平成 29 年分(前期)納付済のもの

⑦雇人や専従者で 2 年目以降の住宅取得控除を受ける方は、

・「年末調整のための住宅取得等特別控除証明書」(税務署より送付)

・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(金融機関より交付)

⑧前期の源泉相談会又は中間決算相談会でダイレクト納付の届出書を受け取っている方は、振替を希望される金融機関のお届け印を押印のうえお持ちください。



☆日 程 混雑防止のため可能なかぎり所属される支部の相談日にご出席ください。

月 日	午 前	午 後
1/4(木)	3・19・21	5・7・9
5(金)	16・17・23	14・15・夕ヶヶ-第 1・2
9(火)	22・別地区	1・8・12

月 日	午 前	午 後
1/10(水)	13・18・20	2・6・10
11(木)	4・11・24	

☆納付方法 金融機関の他、相談会期間中は事務局でも納付を取り扱っておりますが、現在当会では源泉税の納付に関して口座振替制度に似たダイレクト納付制度をお勧めしています。また、納付が年 2 回になる納期の特例を利用されている方(給与等の支給人員が常時 10 名未満の方)の納付期限は 1 月 20 日ですが、特例に該当されない方の納付期限は 1 月 10 日です。したがって、特例に該当されない方は、納付の時間的余裕を考慮して 1 月 10 日の午前 11 時までに来局してください。